

意見聴き取り調査票

(社団法人福島県建設業協会)

1 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について

(1) 県では、平成22年2月から、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の設定水準の引上げを行いました。このことについてどのようにお考えですか。

- 本会が中小企業診断協会県支部に委託し実施している「県発注工事コスト実態調査」の昨年度結果から分析すると、特に1,000万円未満の工事ではブレークイーブン落札率（請負額と工事総原価がイコールとなるための落札率）が、題意の設定水準上限の90%程度を上回っている状態にある。このため、主に受注対象となる中小・零細建設企業、つまりは地元に着した建設企業は赤字工事となっており、適正な利益を確保するためには最低制限価格の設定水準を95%以上に引き上げる必要がある。
- 更に、1,000万円以上の工事においても、平成21年度全産業の平均営業利益率2.0%を目標と仮定するならば、更なる設定水準の引き上げが必要であると思われる。

※ 参考資料1を参照

(2) 県の低入札価格調査制度について、御意見等があればお書きください。

- 最低制限価格を設定することができないWTO案件及び総合評価方式による案件の低入札対策として、低入札価格調査制度は必要不可欠であり、新技術や新工法などを駆使してのコスト縮減を図ったものは適とするものの、単なる歩切りを行ったコスト縮減は下請けや資機材業者の負担を強いることとなることから厳格な審査を徹底願いたい。
- 低入札による不当廉売は産業全体をひっ迫させ、下請・資材業者へのしわ寄せなどにより工事の品質低下につながるリスクの増大、更には中間検査や重点監督など1件工事にかかる行政のトータルコストが増加することなどを考えれば、現行の調査対象となった場合に契約保証金の引

き上げや前払金の低減、配置技術者の複数配置の措置を講ずるばかりではなく、低入札工事物件を抱える企業に対する減点措置、または低入札を幾度となく繰り返した企業は一定期間入札に参加することができないなどの制限措置を加えれば、より効果的に低入札の減少に繋がるのではないか。

- 特に規模の小さい工事ほど、スケールメリットや工法等によるコスト縮減の創意工夫余地の可能性が低いことから、更なる失格基準の引き上げが必要である。

2 総合評価方式について

- (1) 県では、設計金額3千万円以上の農林水産部及び土木部発注工事については原則全件を総合評価方式の対象とし、それら以外の工事についても抽出して実施していますが、このことについてどのようにお考えですか。

- 本会では、一般競争入札による価格競争の激化で、価格至上主義を避ける入札制度として総合評価方式の完全実施を望んでいたが、同方式での応札状況を見ると、適正な積算価格で各社が応札するケースは少なく、受注確率を高めるため大半が評価基準価格周辺での応札となっている。
- また、不良不適格業者の排除や工物品質の確保などに繋がるものと思っていたが、依然として価格競争に変わりなく、単に加算点の高い企業が有利となる制度で、結果として総合評価方式とはかけ離れたものになっていると思われ、最善の入札制度とは言い難く、総合評価方式に過大な期待を抱き過ぎていた面があると感じているところである。
- 総合評価方式の対象工事は、設計金額5千万円以上に引き上げていただきたい。
- 加算点が固定しやすい特別簡易型については、抜本的な見直し・検討をお願いしたい。
- 5千万円未満の案件については、6「その他」に記載したとおり。

- (2) 県の総合評価方式において、どのような項目を評価すべきだとお考えですか。

- 総合評価方式の評価項目について、不断の見直しが行われていること

とは評価されるものの、企業規模や地域の特性等により意見は異なり、多種多様な意見、要望が寄せられているのが実態である。

- 一般市場では、価格以外に企業のブランド力、製品のスペック、デザイン、サービスやアフターフォロー等の誠実性・信頼性を総合的に判断・評価し、購入や契約が結ばれる。この誠実性や信頼性はアナログ的で客観的数値化の評価は難しい面ではあるが、一般市場と同様、発注者の責務として重要視すべき項目と思われることから、客観的な数値化の検討をお願いしたい。
- 企業の技術力に関する評価については、本来、規模の大きな工事で評価されるべきと考えるが、金額や難易度の低い特別簡易型での配点が標準型や簡易型より高い評価となっている。また、特に特別簡易型については、加算点が固定化する傾向にあり、加算点の高い一定の企業のみが落札者となるところに問題がある。前項2（1）で総合評価方式の対象として、金額の引き上げや特別簡易型の抜本的改革をお願いしているが、引き続き特別簡易型の発注を行うのであれば、地域に精通・密着した企業が受注しやすい環境となるよう、現行の企業の技術力評価での配点を引き下げ、企業の地域社会に対する貢献度評価での配点引き上げなどを行い、公平な競争環境の確保に努めていただきたい。
- 加算評価だけでなく、減点評価があってもよいのではないか。国及び他の公共団体においては、当年度受注高が前年度受注高の一定割合に達する、または受注件数に応じて減点措置を講じていると聞き及んでいるところである。一定の企業に落札が集中することをある程度避けるのであれば、このような減点評価は効果があると思われるので、是非ご検討いただきたい。

(3) 県の総合評価方式について、その他御意見等があればお書きください。

- 現行の総合評価方式は、規模の大きな企業が評価を得やすく、加算点の高い企業に落札が偏っている。特に、中山間地域を支える企業は規模も小さく、都市部よりも事業量が減少しており、厳しい受注環境となっている。
- 昨年も意見を述べたように、評価項目を見直し・修正してもA社とB社の企業が入れ替わるだけであまり意味を持たないのではないか。一定の企業に落札が集中することを避けるのであれば、持ち点15点以上20点まで（特別簡易型）は同レベル（同格）としての競争環境にしてはど

うか。

- 総合評価方式（簡易型）における加算点差を価格に換算したシミュレーションをしてみたい。例えば予定価格が1億円、評価値算出価格が9千万円の工事に、加算点34.0点のA社と加算点33.0点のB社が応札した場合、点差による価格差は677,000円となる。A社が評価値算出価格の9千万円に価格差677,000円を加えた金額で入札すると、B社は評価値算出価格を下回った金額で入札しても評価値算出価格に戻されるため、評価値が同点になりくじ引きとなる。A社が入札金額を引き下げると、B社には勝ち目のない状況となってしまふ。

	加算点	入札額	評価値算出価格	評価値
A社	34.0	90,677,000	90,677,000	1.4777
B社	33.0	89,000,000	90,000,000	1.4777

上記のとおり、加算点の高い企業が点差の利を最大限に活かして、推測した評価値算出価格に点差の価格以下を加えて応札した場合、その他の参加企業が落札する可能性はなくなる。

また、加算点の低い企業は、はじめから勝負にならないことや、落札に繋がらないのに提出書類が多く作成に手間のかかる総合評価方式に応札意欲がわくはずもなく、結果として総合評価方式は価格競争より入札参加者が少ない状況となっている。

このように現在の総合評価方式は、中堅の優良企業の受注機会を奪う制度のように思われることから、その実施の是非を含め更なる検討が必要ではないかと考える。

- 今後とも、良質な公共工事を市場の適正価格で発注するための仕組みづくり構築のため、現制度等の検証を含め、社会経済の情勢変化、公共事業投資計画に伴う工事箇所数や規模の変化、地域的な建設市場の変化等の環境変化に応じ、例えば入札参加の条件や基準等において適宜・迅速に不断の改善・見直しを行うことは重要であり、期待するところである。

なお、県が発注する工事においては、農林水産部・土木部発注工事のみならず、他部局においても同一の入札制度による調達の手続きをお願いしたい。

3 電子入札・電子閲覧について

- (1) 県では、電子入札及び電子閲覧を導入し、徐々に対象件数を増やして実施してきておりますが、このことについてどのようにお考えですか。

- 建設市場は価格競争が激化しており、企業収益を生み出すためには、入札段階から竣工段階まで一連の業務及び管理を如何に効率よくスムーズにできるかが鍵となっているので、その観点からも更なる対象案件の早期拡大を希望する。
- 特に電子閲覧については、全発注物件において適用いただくか、閲覧用設計書の電子化を進めていただき、PDFなどの電子データでの配付またはUSBメモリーかディスクでのコピー配付をご検討いただきたい。

4 元請・下請関係の適正化対策について

- (1) 県では、平成22年2月から、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の設定水準の引上げを行いましたが、このことの元請・下請関係への影響について、どのようにお考えですか。

- 公共投資の削減に加え、入札制度改革等の影響により、過度な価格競争や安値受注の頻発による元請企業の収益悪化が、元請・下請関係の適正化を阻害する大きな要因になっている。
- 先に記載の「県発注工事コスト実態調査」の昨年度結果からの分析のとおり、現状の最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の設定水準では、適正な利益を確保できる水準にない。
- また、公共工事に依存度の高い県内建設業者の平成20年度営業利益率は、東日本建設業保証㈱の財務統計指標によると-3.42%で東日本最下位である。同年度の全産業（全国）は1.9%であることから、約5%も低い状況で、多くの建設企業が赤字経営であることが窺える。
- 現況では、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の設定水準の引上げが行われたものの、元請・下請関係の改善に至るまでの水準に達していないものと推定される。

- (2) 下請側からは、下請契約金額について十分な協議がなされず下請側の希望が反映されないという意見が出ておりますが、このことについてどのよう

にお考えですか。

- 国では建設業法令遵守ガイドラインの策定や駆け込みホットラインの設置、また県でも元請・下請関係適正化指導要綱の制定や下請け110番を設け、元請・下請関係の適正化に取り組んでいることを十分認識し、そのようなことがないように周知・徹底している。
- しかし、それだけでは不十分と感じている。発注件数を考慮すると本県では、全数を監視するのは不可能であることから、発注件数の1割程度を抽出し、立ち入り調査を行える権限を発注者が持ち、是正勧告や悪質な場合には行政処分などのペナルティを科すなど、監視の強化策が必要ではないか。

(3) 元請・下請関係適正化のための課題や方策として、どのようなことが考えられますか。

- 建設業は重層産業構造により、下請階層が増えるほど賃金低下を招き、労働災害の発生や施工品質の低下を引き起こす懸念や元請・下請関係適正化を阻害する要因になっていると思われる。健全な建設市場の疎外とまらない範囲で、元請の施工体制の管理責任とともに、無制限になっている下請次数について一定の制限措置を講じる必要があるのではないか。
- 設計変更や工期変更など、現場の実状に添った形で迅速な対応がなされないことなどにより、元請・下請関係の変更契約等において障害となっていることも実態である。
- 公共事業費が年々削減され、過当競争が激化している状況下では、現行の公共事業労務費調査は負のスパイラルとしかなり得ない。千葉県野田市等の公契約条例のような労務賃金の下げ止まりに資する施策が必要ではないか。

5 現場代理人の常駐義務緩和について

(1) 県では、平成22年4月から緩和対象工事の予定価格（契約金額）を同種工事の場合には2,500万円未満とするなど要件等を一部変更して、現

場代理人の常駐義務緩和の試行を行っていますが、このことについてどのようにお考えですか。

- 先に記載のとおり、建設企業の収益は年々悪化の一途を辿り、更なる経営の合理化・効率化が求められる中で、生産現場における技術者1人当たりの生産性向上は急務となっている。
- 主任技術者が現場代理人を兼務することは大半である。1人の技術者の人件費を捻出するには、年間完成工事高が最低でも5,000万円以上は必要と言われているが、建設業法で定める現在の技術者制度では2,500万円以上（建築一式工事は5,000万円以上）の工事現場には技術者を専任で配置しなければならず、現下の入札制度においては1人の技術者がタイミングよく効率的に2,500万円以上の工事を年間2箇所施工することは至難の状況にある。
- 平成20年度と平成22年度の改正により一定の評価はされるものの、更なる現場代理人の常駐義務緩和のため、技術者制度の専任制を定める金額の引き上げを県として国に働きかけしてほしい。

6 その他

その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお書きください。

- 一般競争入札の条件付けについては、過去の工事実績や工事規模などを重視するのではなく、地域経済の活性化や地域雇用の観点からも地域に根ざした企業が受注しやすい環境となるような地域要件の検討をお願いしたい。
特に、中山間地域においては、災害時の応急復旧対応や除排雪作業などを担う地元企業の存在が不可欠であり、地域住民の安全安心の確保の観点からのご配慮をお願いしたい。
- 一般土木工事の地域要件は、地域を支える地元企業の受注機会を確保するため、昨年4月から設計金額3千万円未満の工事は管内に変更されており、舗装工事の地域要件においては、同様の観点から一般土木工事に準じて管内を設け、金額範囲を引き上げてほしい。

(舗装工事における地域要件：左は現行、右は改正例)

設計金額	地域要件	設計金額	地域要件
2千万円以上	県内	5千万円以上	県内
5百万円以上2千万円未満	隣接3管内	1千万円以上5千万円未満	隣接3管内
5百万円未満	隣接3管内	1千万円未満	管内

また、一般土木工事及び建築工事の地域要件における管内の金額範囲を引き上げてほしい。

(一般土木工事における地域要件：左は現行、右は改正例)

設計金額	地域要件	設計金額	地域要件
1億円以上	県内	1億円以上	県内
3千万円以上1億円未満	隣接3管内	5千万円以上1億円未満	隣接3管内
1千万円以上3千万円未満	管内	1千万円以上5千万円未満	管内
1千万円未満	管内	1千万円未満	管内

(建築工事における地域要件：左は現行、右は改正例)

設計金額	地域要件	設計金額	地域要件
5千万円以上	県内	5千万円以上	県内
1千万円以上5千万円未満	隣接3管内	1千万円以上5千万円未満	隣接3管内
5百万円以上1千万円未満	隣接3管内	5百万円以上1千万円未満	管内
5百万円未満	管内	5百万円未満	管内

- 予定価格は、標準的な設計積算に基づき算出される価格に過ぎないが、その価格を超えないことが落札条件となっている。標準より優れた技術提案や現場条件に適した積算をした場合、予定価格を超える物件が多々あるので、予定価格を超えた金額でも契約可能となるよう予定価格の上限拘束性を撤廃してほしい。不落・不調の是正にも繋がる。
- 価格至上主義を避ける入札制度として総合評価落札方式が導入され、受注機会の均衡を図るため、格付要件・地域要件・工事実績等の入札参加基準が設定されているが、いずれも加算点の高い者が受注する偏りの傾向となっている。
特に都市部に比べ土砂災害や除雪等県民生活の維持保全に必要とされる地域の地元企業は事業規模が小さく、また、公共事業の落ち込み工事件数の減少で、施工能力や入札参加機会はあっても施工実績評価等において、他地域の規模の大きい企業の参加によって受注機会が失われてい

る。

このような状況に鑑み、地域経済社会を考慮し、発注者と振興局が一体となった行政施策として、地域保全型工事等の振興策を積極的に推進する必要があるのではないか。

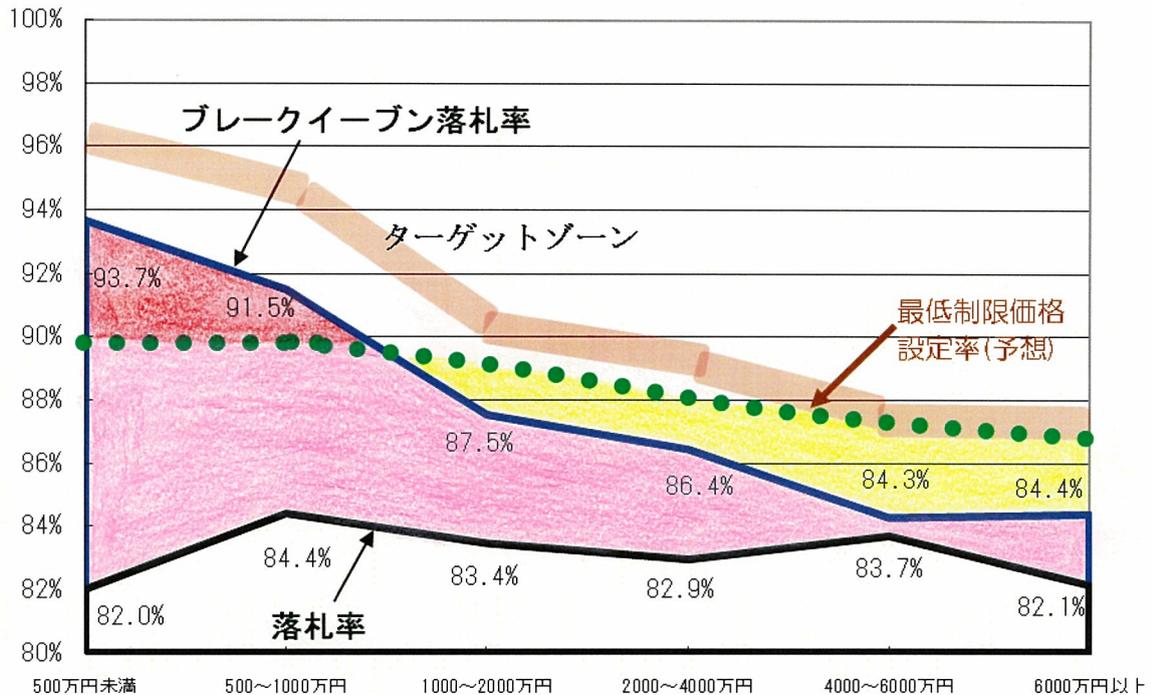
新潟県では「新潟県中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化に関する条例」に基づき、地元企業の一層の受注機会の拡大、並びに工事の品質確保と地元企業の健全経営への支援を目的に、「地域保全型工事」による発注を試行している。入札参加要件として、過去5年度以内に発注管内における災害対応や除雪等、地域の安全・安心確保に貢献した実績を有することなどがある。

福島県においては、新潟県より1年早い平成18年度に「福島県中小企業振興基本条例」（条例第100号）が制定され、中小企業の受注機会の増大を図ることが明記されているので、この条例に基づき、新潟県同様の取組みを試行していただきたい。

※ 参考資料2を参照

建設コスト実態調査を基にした落札率に関する一考察

～公共発注者は、落札率を引き上げることこそ、今、求められている～



福島県は平成 22 年 2 月から最低制限価格の設定率を引き上げたため、4,000 万円を超える工事ではターゲットゾーンに収まることとなったが、依然、4,000 万円未満の工事ではターゲットゾーンを下回っている。

特に、1,000 万円未満の工事ではブレイクイーブン落札率が設定率を上回っている状態である。このため、設定率の上限が 90%となっている現状では、主に受注対象となる中小・零細建設企業（つまりは地元に着した建設企業）は赤字工事とならざるを得ないことになる。

改善策としては、過度の競争環境を作らないことを前提に、①小規模工事に適合した総合評価方式を導入するなどして、適正水準で落札できる制度に見直す。②1,000 万円未満の小規模工事には「指名競争入札」を再導入する。③小規模工事でも大規模工事のようなブレイクイーブン落札率となるように積算基準を見直し、適正な価格で受注できるように積算体系を再構築することなどが挙げられる。

今求められるのは、建設企業の経営を健全化させ、地域に根ざした技術と経営に優れた企業を存続させることである。そのためにも、落札率を引き上げていく方策を早急に行うことである。

『角を矯めて牛を殺してはならない』のである。

落札率：今回の調査における各階層の平均落札率

ブレイクイーブン落札率：請負額と工事総原価がイコールとなるために必要な理論上の落札率

ターゲットゾーン：建設業の企業経営を担保するために必要な水準として、ブレイクイーブン落札率に 2～3%程度の底上げをしたもの

最低制限価格設定率(予想)：福島県における発注金額別の最低制限価格設定率の予想値(平成 22 年 2 月以降)

【表①】

金額単位:円

完成工事高区分	工事数:n	予定価格	落札価格	落札率	変更増金額	(A) 完成工事高	(B) 工事原価
以上 未満 0 ~ 500万円	31	4,042,987	3,315,429	82.0%	296,290	3,611,719	3,728,861
500 ~ 1,000万円	33	7,365,787	6,214,968	84.4%	622,691	6,837,659	6,563,598
1,000 ~ 2,000万円	30	16,578,526	13,832,616	83.4%	1,412,873	15,245,489	14,443,505
2,000 ~ 4,000万円	22	30,538,751	25,325,462	82.9%	3,101,184	28,426,646	27,389,365
4,000 ~ 6,000万円	21	56,844,464	47,555,927	83.7%	4,752,723	52,308,650	49,322,591
6,000 ~	18	92,283,470	75,783,296	82.1%	7,538,024	83,321,320	80,448,499
全体	155	45,959,960	38,203,032	83.1%	3,974,134	42,177,166	40,359,684

完成工事高区分	(C)=(A)-(B) 粗利益	(D) 販管費	(E)=(B)+(D) 総原価	(F)=(A)-(E) 営業利益	営業利益率	ブレークイーブン 落札率
以上 未満 0 ~ 500万円	-117,142	396,588	4,125,449	-513,730	-14.2%	93.7%
500 ~ 1,000万円	274,061	851,733	7,415,331	-577,673	-8.4%	91.5%
1,000 ~ 2,000万円	801,984	1,551,358	15,994,863	-749,374	-4.9%	87.5%
2,000 ~ 4,000万円	1,037,281	2,240,113	29,629,478	-1,202,831	-4.2%	86.4%
4,000 ~ 6,000万円	2,986,059	3,357,529	52,680,120	-371,470	-0.7%	84.3%
6,000 ~	2,872,821	5,146,086	85,594,585	-2,273,264	-2.7%	84.4%
全体	1,817,482	3,265,129	43,624,813	-1,447,648	-3.4%	86.0%

「福島県版地域保全型工事の試行マニュアル（案）」

下線部は新潟県との相違箇所

1. 目 的

- 地元企業の一層の受注機会の拡大及び確保
- 工事の品質確保と地元企業の健全経営及び育成への支援
- 地元企業の受注による地元従業員及び労働者の雇用の拡大並びに技術力の維持及び確保

2. 入札の対象者

- 発注土木事務所管内において、工事の品質確保（施工実績・工事成績）に優れ、地域貢献地元企業として認定された者（本店のみを対象）

3. 対象工事

- 予定価格が5千万円未満の地域保全型工事※
（総合評価方式の実施を5千万円以上に行っているため）
- 特殊工事を除く

4. 発注方式

- 指名競争入札
- 災害復旧工事及び緊急を要する維持修繕工事については、応急対応等した企業との随意契約

5. 工事発注時に県が付す条件

【下請負する場合】及び【下請負しない場合】

- 新潟県の試行マニュアルのとおり

※地域保全型工事の定義（例）

地域の安全・安心確保に深く関わる工事で、地域の災害履歴や地形地質などを踏まえた対応を必要とする工事又は地域住民との信頼関係のもと円滑かつ迅速な調整を行う必要がある工事であること

(新潟県)

(平成 22 年 4 月 1 日改訂)

地域保全型工事の試行マニュアル

1 試行マニュアル

●目的

- 地元企業の一層の受注機会の拡大
- 工事の品質確保と地元企業の健全経営への支援

●入札の対象者

- 地域貢献地元企業として認定された者（支店・営業所の場合は 10 年以上の営業活動のある者を対象）

●対象工事

- 予定価格が 7,000 万円未満の地域保全型工事

●発注方式

- 指名競争入札

●工事発注時に県が付す条件

【下請負する場合】

- ① 工事の品質確保、安全性の確保、公正な契約締結の促進及び適切な労働条件の確保を図るため、下請けは二次までとする。
- ② 工事を落札した建設業者（以下「直接元請負人」という。）は、原則として、管内に本店又は支店を有する下請負人へ下請負すること。また、再下請負する場合も同様とする。
- ③ 直接元請負人は、④及び⑤の条件の履行の確保を図るため、工事現場毎に、一次下請負人及び二次下請負人を指導する責任者（以下「下請負人指導責任者」という。）を配置し、下請負人指導責任者選任届（様式 1）を工事着手届に併せて監督員へ提出すること。ただし、下請負人指導責任者は現場代理人と兼ねることができる。
- ④ 直接元請負人は、自社及び下請負人に対して、一括下請負の禁止、建設工事の現場における専任技術者の設置、適切な下請取引の確保等に係る建設業法の規定を遵守させること。また、「施工体制チェックリスト」（様式 2）、「建設業法令遵守ガイドライン・チェックリスト」（様式 3）により、建設業法令遵守状況を点検し、工事が完了したときは、発注機関へ「法令遵守状況報告書」（様式 4）を提出すること。

- ⑤ 直接元請負人は、技能労働者の労働条件の改善を図るため、一次下請負人及び二次下請負人に対し、社会保険・労働保険・建退共等への加入について指導すること。また、賃金については、公共工事設計労務単価と比べて合理的理由なしに著しく下回ることをしないよう指導すること。
- ⑥ 直接元請負人は、請け負った工事が技能労働者の労務賃金に係る報告の対象に選定されたときは、自社及び工事を施工する下請負人別に作成した「技能労働者の労務賃金に係る報告書」（様式5）を工事完了時に発注機関へ提出すること。なお、報告対象工事は、契約締結後、発注機関が選定し、直接元請負人に通知する。
- ⑦ 直接元請負人は、下請負人に対して建設業退職金共済証紙を適正に交付するとともに、工事が完了したときは、発注機関へ「建設業退職金共済証紙購入状況報告書(地域保全型工事用)」（様式6-1）を提出すること。
- ⑧ 直接元請負人は、県の前金払い・中間前金払い・部分払い制度及び「地域建設業経営強化融資制度」などを積極的に利用することにより、下請負人の資金需要に対し、的確かつ迅速に対応し、請負代金を巡る紛争が生じないように努めること。
- ⑨ 直接元請負人は、下請契約を締結したときは、下請契約の請負代金の額の合計が3千万円未満の場合であっても、下請工事着手前に、「施工体系図（下請総額が3千万円未満の地域保全型工事用）」（様式7）を発注機関へ提出すること。

【下請負しない場合】

直接元請負人は、技能労働者の賃金が公共工事設計労務単価と比べて合理的理由なしに著しく下回ることをしないようにすること。

●下請負した場合における県が付した条件の履行確保

- ① 発注機関は、工事完了後、建設業法令遵守ガイドライン・チェックリストの各項目について、一次下請負人及び二次下請負人に対してアンケート調査を行い、直接元請負人から提出された「法令遵守状況報告書」に照らし合わせ、法令違反等が疑われる場合は、監理課へ通報する。
- ② 通報を受けた監理課は、対象事業者について、立入調査を行い、法令違反の事実を認定した場合、改善指導等を行う。

2 試行工事の効果の検証等

- ① 監理課及び発注機関は、工事を施工した元請負人に対し、工事完了後一定の時期にアンケート調査を行うことにより、事業の効果を検証する。
- ② 本県の公共工事設計労務単価の全国順位により、技能労働者の労働条件の改善状況について検証する。

(新潟県)

地域保全型工事の発注手続きに関する試行要領

第1 趣旨

この要領は、新潟県が認定する「地域貢献地元企業」に対して、「地域保全型工事」を発注することを通じて、「地域貢献地元企業」の受注機会の確保を図ることにより「新潟県中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化に関する条例」(平成19年新潟県条例第65号)に定める第1条(目的)および第10条(県からの受注機会の増大)を達成し、併せて、建設業における地域貢献への取組を促すことを目的として、必要な事項を定めるものとする。

第2 地域貢献地元企業の定義

「地域貢献地元企業」とは、災害対応や除雪等、地域の安全・安心確保に貢献することにより社会的評価を受けている入札参加資格者のうち、次項に定める要件を満たす者をいう。

2 入札参加資格者が「地域貢献地元企業」として認定されるためには、次の要件をすべて満たさなければならない。

(1) 土木一式工事に関し入札参加資格者名簿に登録されていること

(2) 過去5年度以内に「地域保全型工事」を発注する地域整備部又は津川地区振興事務所(以下、「地域整備部等」という。)の管内において次のいずれかの実績を有すること。

ただし、①、④および⑤の実績は新潟県から、②および③の実績は、国又は地方公共団体から直接請け負ったものに限る。

① 災害発生前後の県管理施設(道路、河川等直接県民の共同使用に供される物に限る。以下、同じ。)の点検・被害状況調査

② 災害発生直後の緊急の維持管理業務(通行止めバリケード設置など)

③ 災害発生直後の応急工事

④ 県管理施設の除雪

⑤ 平常時の県管理施設の点検・パトロール(夜間・休日)

⑥ その他地域貢献に関わる活動として地域整備部等があらかじめ定めたもの

(3) 「地域保全型工事」を発注する地域整備部等の管内に主たる営業所を有すること。

3 地域整備部等は、県内に主たる営業所があり、かつ当該管内にその他の営業所を有する入札参加資格者が前項(2)①から⑤までのいずれかの実績を有する場合、前項(3)に定める営業所の要件として、当該その他の営業所を含めることができる。ただし、当該その他の営業所が入札参加資格者名簿に登録されていなければならない。

第3 地域貢献地元企業の認定

「地域貢献地元企業」としての認定を受けようとする入札参加資格者は、第2に定める要件を満たすことを「地域保全型工事」を発注する地域整備部等に対して、指定された日時までに書面により申し出るものとする。

- 2 前項の書面には、実績の内容について、具体的に記載されていなければならない。
- 3 新潟県は、地域整備部等の管轄ごとに地域振興局審査会工事部会において、提出された書面に記載されている活動実績を審査し、適当と認める場合には「地域貢献地元企業」として認定し、その旨を当該申出者へ書面により通知するものとする。
- 4 「地域貢献地元企業」の認定は、認定を受けた年度内に限り有効とする。ただし、4月に通常型指名競争入札により発注する工事があり、かつ、「地域貢献地元企業」の認定が間に合わない場合に限り、前年度の認定により発注することが出来る。

第4 地域保全型工事の定義

地域保全型工事とは、(1)から(3)までの選定基準をすべて満たす地域振興局委任工事のうち、地域振興局審査会工事部会で選定した土木一式工事をいう。

- (1) 地域の安全・安心確保に深く関わる工事で、地域の災害履歴や地形地質などを踏まえた対応を必要とする工事又は地域住民との信頼関係のもと円滑かつ迅速な調整を行う必要がある工事であること
- (2) 災害復旧工事又は維持・補修系工事（道路（維持管理課で発注する歩道、側溝新設等工事を含む。）、河川、砂防、地すべり、急傾斜地、下水道等の工事であって、地域整備部等が適当と認めたもの）であること
- (3) 特殊な技術（工法、資機材）を要しない予定価格250万円超7,000万円未満の工事であること

第5 地域保全型工事の発注

地域振興局審査会工事部会において、第4に定める選定基準をすべて満たす工事の中から、「地域保全型工事」として適当と認める工事を選定する。

- 2 選定した「地域保全型工事」の発注は、下記の考え方によるものとする。
 - (1) 指名競争入札によること
 - (2) 当該工事の規模にかかわらずすべての等級を対象とできること
 - (3) 地域貢献地元企業のみ入札とすること
 - (4) 下請け制限、労働条件の改善等を条件とすること

- 3 通常型指名競争入札で実施する場合は、指名数は、発注する工事の内容、地域貢献地元貢献企業の認定状況等を勘案のうえ、新潟県建設工事指名業者選定要綱第6第1項の規定にかかわらず、8から15程度とする。
- 4 簡易公募型指名競争入札で実施する場合は、簡易公募型指名競争入札試行要領（平成10年3月30日伺定）第5のうち、「標準指名数の2倍程度の業者」とあるのは、「標準指名数程度の業者」と読み替えて実施することができるものとする。

第6 その他

地域整備部等以外の発注機関は、工事の施行地を所管する地域整備部等が認定した「地域貢献地元企業」に対し、「地域保全型工事」を発注することができる。発注に当たっては、第4から第5までを準用する。

- 2 この要領に定めのない事項については、従前どおり関係要綱等の定めるところによる。

附 則（平成19年6月27日監第1270号）

第1 施行期日

この要領は、平成19年7月2日から施行する。

第2 経過措置

当面の間、本試行要領に基づく入札は紙入札により実施することとする。

附 則（平成19年11月12日監第3138号）

第1 施行期日

この要領は、平成19年11月12日から施行する。

第2 経過措置

第2第2項（2）について、平成19年度および20年度に限り、改正前の要件を用いることができる。

附 則（平成20年3月27日監第4390号）

第1 施行期日

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日監第2672号）

第1 施行期日

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

第2 入札方式

平成21年4月1日以降に実施する入札は電子入札により実施することができる。

○福島県中小企業振興基本条例

平成十八年十月十七日

福島県条例第百号

福島県中小企業振興基本条例をここに公布する。

福島県中小企業振興基本条例

福島県の中小企業は、これまで経済活動の全般にわたって重要な役割を果たすとともに地域社会の担い手として、本県の実展と県民生活の向上をもたらしてきた。

しかし、近年、国境を越えた経済活動の拡大とそれに伴う競争の激化、社会構造を変える急速な少子高齢化の進行など経済を取り巻く環境の変化が激しさを増し、本県の中小企業は、極めて厳しい経営環境に置かれている。

このような厳しい環境の中で、新しい局面を切り開いていくためには、経営の革新や新事業の創出など新たな展開を図り、持続的発展を可能とする仕組みへと変革していくことが必要であり、中小企業者には、そのための努力が求められている。同時に、中小企業は本県経済や地域社会において重要な使命を果たしていることから、中小企業の置かれた厳しい立場を理解し、その再生への努力に協力し、支援していくことが必要である。

ここに、本県の中小企業の振興に関する基本理念等を明らかにし、中小企業の意欲的で創造的な活動を支援することによって、本県経済の中核を担う中小企業が生き生きと躍動する福島県を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、本県の中小企業の振興に関し、基本理念及び基本方針を定めるとともに、県の果たすべき役割等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県

経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号。以下「基本法」という。)第二条第一項に規定する中小企業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

- 2 この条例において「中小企業団体」とは、商工会、商工会議所その他中小企業に関する団体をいう。

(基本理念)

第三条 中小企業の振興は、中小企業者の自主的かつ創造的な事業活動が助長されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 中小企業の振興は、豊富な人材、集積された多様な技術、優れた産業基盤、豊かな自然その他の県内各地域が特性として有する地域資源の持続的な活用を図ることにより、推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、中小企業の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、国、市町村、中小企業団体及び大学等との連携により、中小企業の振興に関する施策の効果的な推進に努めるものとする。
- 3 県は、国に対して中小企業の振興に関する施策の提言を行うよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関し、当該市町村の区域の自然的経済的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(中小企業者の努力等)

第六条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の向上に努めなければならない。

2 中小企業者は、その雇用する労働者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、必要な雇用環境の整備に努めなければならない。

3 中小企業団体は、その活動を行うに当たっては、中小企業の振興に積極的に取り組むとともに、県が行う中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の理解と協力)

第七条 県民は、中小企業の振興が地域経済の活性化と県民生活の向上に寄与することについて理解を深め、その健全な発展に協力するものとする。

(基本方針)

第八条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- 一 中小企業者の経営の革新(基本法第二条第二項の経営の革新をいう。)の促進及び経営資源(同条第四項の経営資源をいう。)の確保を図ること。
- 二 中小企業に対する資金の供給の円滑化を図ること。
- 三 中小企業の受注機会の増大を図ること。
- 四 中小企業の創業及び中小企業者の新たな事業の創出等の促進を図ること。
- 五 産学官の連携による研究開発を強化することにより、中小企業への技術移転、事業化の促進等を図ること。
- 六 企業立地を促進することにより、新たに立地した企業と当該地域の中小企業との有機的な連携を強化し、産業集積の促進を図ること。
- 七 中小企業の事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。

八 安心して子どもを生き育てることができる職場環境に配慮した中小企業の育成及び支援を図ること。

九 まちづくりの観点に立った商業の集積の促進及び本県の特性である豊かな自然その他の地域資源を活用した観光、地場産業等の振興を通じ、中小企業の育成を図ること。

(基本計画の策定)

第九条 知事は、中小企業の振興に関する施策(農林水産業を営む中小企業に関するものを除く。次項において同じ。)を総合的かつ計画的に推進するための基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、中小企業の振興に関する施策の基本的事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、福島県中小企業振興審議会の意見を聴かななければならない。

(市町村に対する支援)

第十条 県は、市町村が行う中小企業の振興に関する施策の実施について、市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十一条 県は、中小企業の振興に関する施策を実施するため必要な財政上及び税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第十二条 知事は、毎年、福島県議会に、基本計画に基づいて講じた施策について報告しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の規定は、平成十九年四月一日から施行する。

新潟県条例第65号

新潟県中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化に関し、基本理念を定めるとともに、県の責務等を明らかにすることにより、中小企業者が供給する物品及び役務並びに行う工事（以下「中小企業者が供給する製品等」という。）に対する需要を増進する施策を推進し、中小企業者の経営の安定及び向上を図り、もって地域産業の活性化及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

2 この条例において「関係団体」とは、商工会、商工会議所その他中小企業者を支援する団体をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化は、中小企業者の創意工夫及び自主的な努力を促進することを基本として行われなければならない。

2 中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化は、中小企業者の経営の安定及び向上が雇用の機会の創出等地域産業の活性化及び県民生活の向上に寄与することについて、県民及び県内において事業活動を行う者（以下「県民等」という。）が理解を深めるとともに、県、関係団体及び県民等がそれぞれの立場から中小企業者の受注機会の増大に努め、中小企業者が供給する製品等に対する需要の増進を図ることを旨として、行われなければならない。

3 この条例による中小企業者の受注機会の増大は、公正かつ自由な競争を阻害し、又は制限するものであってはならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化に関する総合的な施策を実施する責務を有する。

2 県は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、市町村と連携して取り組むものとする。

(中小企業者の努力)

第5条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の向上及び改善を図るよう努めるとともに、中小企業者が供給する製品等が良質かつ安全で安心なものとなるよう努めるものとする。

(関係団体の協力)

第6条 関係団体は、県がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の協力)

第7条 県民は、中小企業者が供給する製品等に対する需要の増進を図ることが地域産業の活性化及び県民生活の向上に寄与するものであることについて理解を深め、物品の購入、役務の提供の申込み、工事の発注等に当たっては、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

(県内において事業活動を行う者の協力)

第8条 県内において事業活動を行う者は、その事業活動に伴い地域産業及び県民生活と深くかかわりを有していることを理解するとともに、この条例の趣旨を尊重し、物品及び役務の調達、工事の発注等に当たっては、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

(情報の提供等)

第9条 県は、中小企業者が供給する製品等に対し県民等が関心を深め、かつ、親しみを増すことにより中小企業者の受注機会の増大が図られるよう、中小企業者が供給する製品等に関する県民等への情報の提供及び販路の開拓その他の施策を講ずるものとする。

(県からの受注機会の増大)

第10条 県は、物品及び役務の調達、工事の発注等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。